

基本様式2(手続・制度に関する基本的情報)

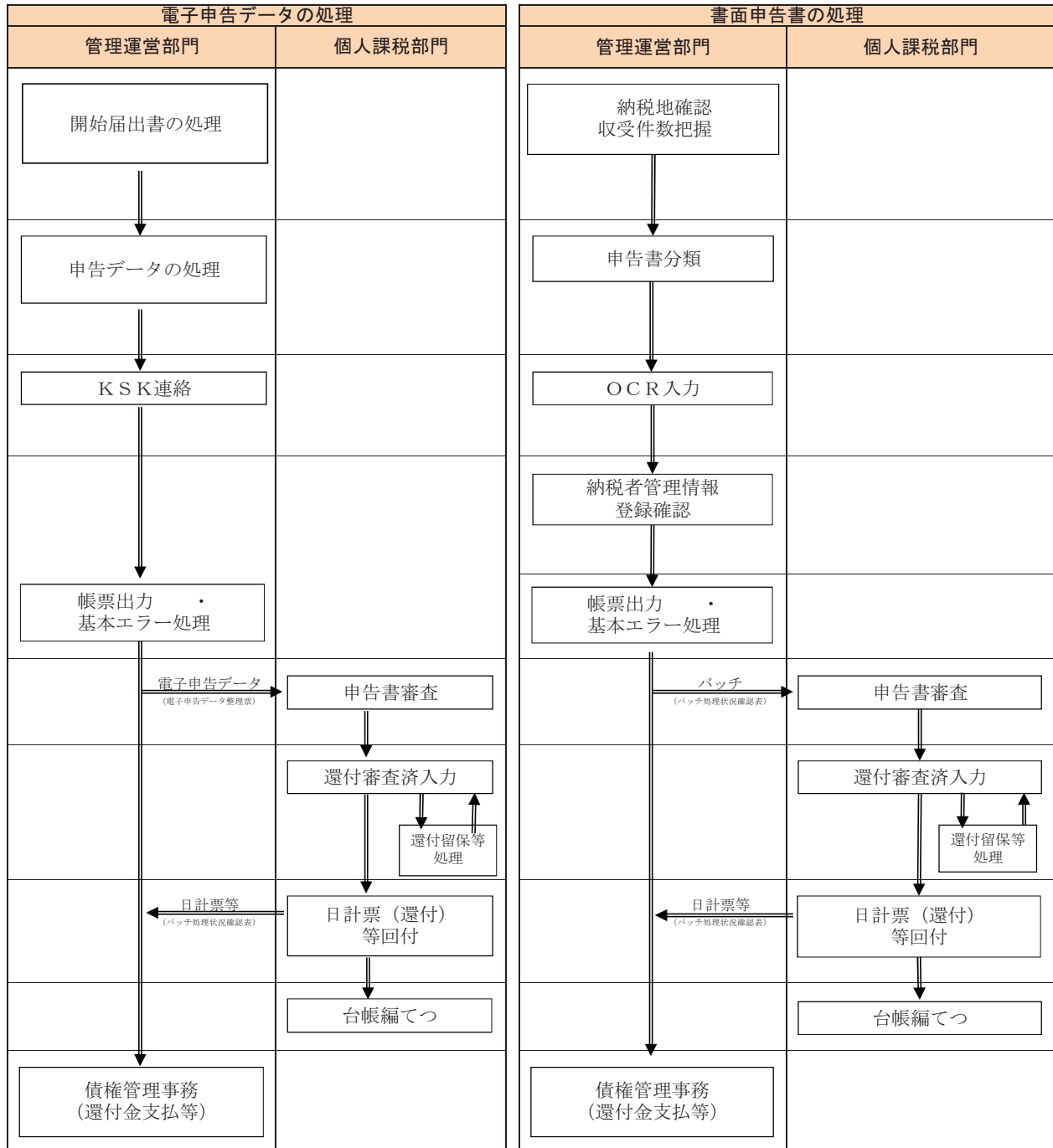
重点手続分野名 国税関係手続(申告)

①手続名		①国税申告手続(所得税) ②国税申告手続(法人税) ③国税申告手続(消費税(個人)) ④国税申告手続(消費税(法人)) ⑤国税申告手続(酒税) ⑥国税申告手続(印紙税)					
②根拠法令・条項		①所得税法(昭和40年法律第33号)第120条 ②法人税法(昭和40年法律第34号)第74条 ③・④消費税法(昭和63年法律第108号)第45条 ⑤酒税法(昭和28年法律第6号)第30条の2 ⑥印紙税法(昭和42年法律第23号)第11条第1項第1号					
③手続制度の概要(目的・手続の内容)		①個人がその年の所得金額及び納税額について、その個人の納税地を所轄する税務署長へ申告書を提出する手続。 ②法人がその事業年度の所得金額及び納税額について、その法人の納税地を所轄する税務署長へ申告書を提出する手続。 ③④課税事業者がその課税期間の消費税の納税額等について、その課税事業者の納税地を所轄する税務署長へ申告書を提出する手続。 ⑤酒類製造者がその製造場ごとに、毎月、課税標準及び税額等を記載した申告書を、製造場から酒類を移出した月の翌月末日までに、その製造場の所轄税務署長に提出する手続。 ⑥印紙税書式表示の承認を受けた課税文書の作成者が、当該承認を受けた税務署長へ申告書を提出する手続。					
④想定利用者(本人・代理人)の状況	利用者層	主な利用者	大まかな人数等	代表的な組織	利用者層・利用者の特性 (例:企業・団体等法人・個人の別、業種、事業規模(資本金・従業員数等)、平均年齢、ITリテラシー、業務用ソフト利用率、手続の頻度等)		
	本人	個人	23,150千件	—	—		
		法人	2,978千法人	—	—		
		酒類製造者	約3,700場	—	・原則、製造場及び蔵置場ごとに月例申告を行う。 法人:約3,300場、個人:約400場		
	代理人(士業を含む。)	税理士	約72,000人	日本税理士会連合会	—		
		その他					
⑤申請等の時期、提出期限等		①原則として、2月16日から3月15日 ②原則として、各事業年度終了の日の翌日から二月以内 ③④原則として、課税期間の末日の翌日から二月以内 ⑤製造場から酒類を移出した月の翌月末日まで ⑥課税文書を作成した月の翌月末日まで					
⑥申請等の頻度、許認可等の有効期間		①年1回 ②～④原則、年1回 ⑤⑥原則、年12回					
⑦申請書等の提出先(受付窓口)及び受付時間	区分	対面・郵送の場合			オンライン申請の場合		
	受付窓口・申請等受付システム名	納税地を所轄する税務署			国税電子申告・納税システム(e-Tax) (http://www.e-tax.nta.go.jp/)		
	受付時間	通常期(期間) 月曜日～金曜日(国民の祝日・休日、年末年始の休日を除く)の8時30分～17時まで	繁忙期(期間) 同左(一部の税務署で、確定申告期間中の日曜日に2回、申告相談や申告書の受付を実施)	備考 —	通常期(期間) 月曜日～金曜日(国民の祝日・休日、年末年始の休日を除く)の8時30分～21時まで	繁忙期(期間) ・1月中旬～3月中旬:24時間 ・5月末の4日間:8時30分～22時30分まで(日曜日を除く)	備考 —
⑧本人確認方法	本人申請等の場合	本人(法人の場合は代表者等)の署名・押印			・本人のID・PW及び電子署名 ・税務署の相談会場からの電子申告(所得税、消費税(個人))については、納税者本人の確認を前提に、本人の電子署名を省略可能としている。		
	代理人による申請等の場合	本人(法人の場合は代表者等)及び税理士の署名・押印			・本人のID、税理士のID・PW及び電子署名 ・本人の電子署名については、省略可能		

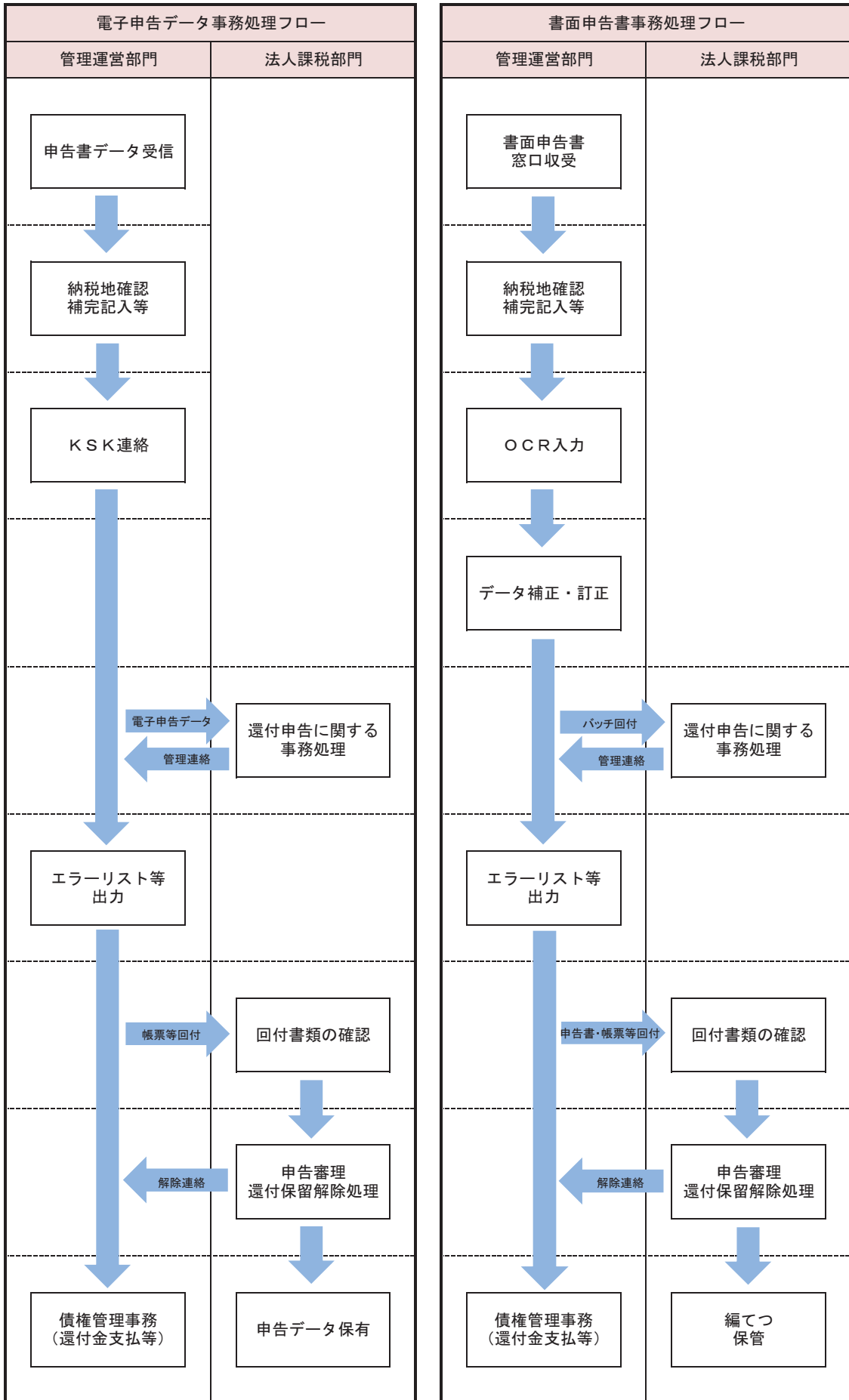
⑨ 添付書類の名称・提出方法等	本人申請等の場合	①給与所得の源泉徴収票や医療費の領収書など、所得金額や所得控除に関する書類を提出又は提示する。 ②貸借対照表、損益計算書 ③～⑥なし		①同左。なお、給与所得の源泉徴収票など一定の書類については、電子的な提出が可能である。また、医療費の領収書など一定の書類については、記載内容を入力して送信することにより、提出等の省略が可能である。 ②貸借対照表、損益計算書(共にオンライン送信可) ③～⑥同左		
	代理人による申請等の場合	・同上 ・税務代理権限証書		同上		
⑩ 手数料	金額	-		-		
	納付方法	-		-		
⑪ 審査基準・処分基準等(根拠条項)		延滞税及び利子税、加算税(国税通則法60～68条)		同左		
⑫ 処分権者		国税局長、税務署長		同左		
⑬ 処理期間(応答までの期間)	標準処理期間又はこれに準ずる期間	①還付申告については、6週間程度で還付		①～④還付申告については、3週間程度で還付		
	平均的な処理期間	-		-		
⑭ 申請者等に対する結果の通知方法		①～⑥還付申告については、振込通知書等による通知を行う。		①～⑥還付申告については、「還付金処理状況確認」(オンライン)により処理状況を確認できる。また、振込通知書等による通知も行う。		
⑮ 申請書等の情報の保管管理方法		文書で保管するとともに、国税総合管理システム(KSKシステム)にて情報を管理		KSKシステムにて情報を管理		
⑯ 申請～処理完了までの事務処理フローの概要		別添のとおり。				
⑰ 業務処理システム等(申請等システム、バックオフィスシステム等を含む全体像)の概要	システムの概要	1 e-Tax 申告などの国税に関する各種手続について、インターネットを利用して電子的に手続が行えるシステム。 2 KSKシステム 申告・納税の事績や各種の情報をe-Taxからの自動連絡又は入力することにより、国税債権等を一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るための国税関係システムのコアとなるコンピュータシステム。				
	最適化計画の策定状況	1 最適化計画の名称等 国税関係業務の業務・システム最適化計画(平成18年3月28日策定、平成24年2月10日最終改定) 2 最適化計画の目的 行政運営の簡素化、業務効率の向上を図るとともに、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現という国税庁の任務を的確に果たすため、税務調査や滞納整理の一層の充実を図り、納税者のコンプライアンスの向上を目指す。 3 最適化の実施内容 (1)業務を的確に実施するための事務処理の簡素化・効率化 (2)IT活用による納税者利便性の向上等 (3)IT活用による調査・滞納整理に関するシステムの高度化 (4)システムの安定性・信頼性及び情報セキュリティの確保 (5)システム関係経費の削減及び調達の透明性の確保				
	最適化計画の進捗状況	1 内部事務の一元化 複数の部門で処理していた内部事務(申告書の情報入力等)と債権管理事務(収納・還付等)を一体的に処理する内部事務の一元化については、平成21年7月に全国524のすべての署で実施し事務の効率化を図った。 2 国税の納付手段の多様化 平成21年9月から、インターネットバンキングを経由しない電子的な納付手段であるダイレクト納付を導入することにより、納税者利便の向上等を図った。 3 段階的なオープン化の推進 KSKシステムのうち、資料調査、財産評価、業務管理情報、企画、査察の各業務システムを平成22年10月にオープンシステム化。これにより、KSKシステムの全24業務システムのうち、12業務システムのオープンシステム化が完了。				
⑱ 申請等受付システムの整備経費及び運用経費	区分	整備経費			年間の整備・運用経費(a+d)(千円)	備考(算出方法の説明等)
		年間運用経費(a)(千円)	整備経費(総額)(b)(千円)	当該システムの供用年数(c)		
	平成22年度	8,132,029	35,858,590	9	3,984,288	12,116,317
23年度	6,001,598	38,252,419	9	5,093,820	11,095,418	-
		4,217,755	5			

	区分	申請等件数(件)(a)	オンライン利用件数(件)(b)	磁気媒体、データ連携等ICT活用件数(件)(c)	オンライン利用率(%) (b/a×100)	磁気媒体、データ連携等を含むオンライン利用率(%) (b+c)/a×100)	備考
⑱申請等件数	平成20年度	30,205,728	8,785,734	2,574,826	29.1%	37.6%	—
	21年度	30,125,617	11,238,551	2,619,035	37.3%	46.0%	—
	22年度	29,504,715	12,532,216	2,737,669	42.5%	51.8%	—
	23年度	28,002,656	13,166,023	2,909,606	47.0%	57.4%	—
	⑳磁気媒体、データ連携等ICT活用の実態・内容		①・③国税庁ホームページ又は税務署相談会場に設置するパソコンの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成・プリントアウトされた申告書は、オンラインにより作成されたものであり、また、税務署における申告事績入力において、誤読のないOCR入力が可能であるなど、事務処理の効率化が図られることから、ICT活用としてカウントしている。				
㉑手続・制度等に関する課題	手続の必要性の見直し	①～⑥制度改正事項であり、利用者からの要望を踏まえ、検討。					
	申請に必要な書類の削減・簡素化	①医療費の領収書、給与所得の源泉徴収票等の第三者作成書類の省略。 ①登記情報提供サービスを利用した場合の登記事項証明書等の省略。 ①～⑥制度改正事項であり、利用者からの要望を踏まえ、検討。 ①住民票の省略については、社会保障・税番号大綱等を踏まえ、検討。					
	申請システムの使い勝手の向上等	①～⑥ヘルプデスクに係るFAQの迅速な修正。 ①～④更なるオンライン受付時間の延長。 ①・③申請段階の操作方法の簡素化や申請画面等の改善。 ①・③納税者サポート体制の充実。 ①～⑥e-Tax利用者等からのアンケート調査や関係民間団体との意見交換等により、幅広く要望等を収集し、それを踏まえ検討。					
	オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	①～⑥税理士等が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し電子申告を行う場合、納税者本人の電子署名の省略。 ①～⑥制度改正事項であり、利用者からの要望を踏まえ、検討。					
	バックオフィス業務の見直し	①～④自宅等からのe-Tax還付申告と来署によるe-Tax還付申告とを区分管理するシステムに修正後、それぞれの処理期間・処理割合等を測定し、その結果を踏まえ、新たなインセンティブ措置及び成果指標・目標を検討。					
	経済的インセンティブの向上等	①～⑥制度改正事項であり、利用者からの要望を踏まえ、検討。					
	広報・普及啓発	①～⑥税務署職員のITレベルの向上。 ①～⑥関係民間団体等に対する協力要請、税理士等への個別勧奨、マスコミ媒体の活用等を引き続き推進する。					
	その他(震災対応等を含む。)	①・③公的個人認証の普及拡大。 ②・④法人市町村民税及び個人住民税(給与支払報告書)の対応市町村の拡大。 ①～⑥e-Tax利用者等からのアンケート調査や関係民間団体との意見交換等により、幅広く要望等を収集し、それを踏まえ検討。					
㉒備考							

○確定申告書の事務処理フロー

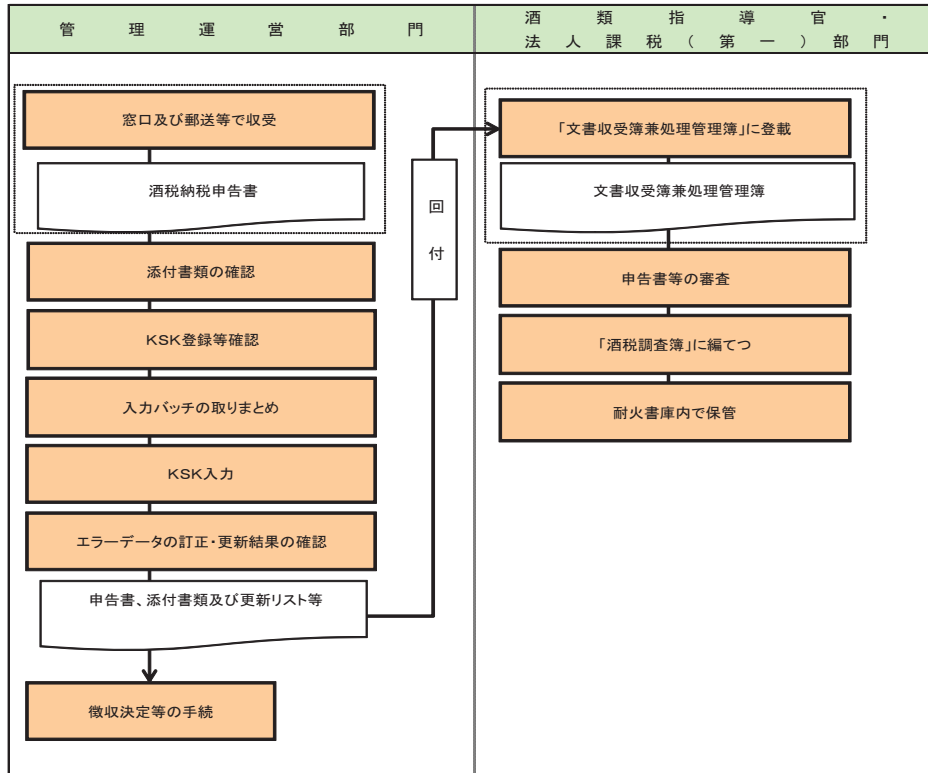


○法人税申告書に係る事務処理フロー

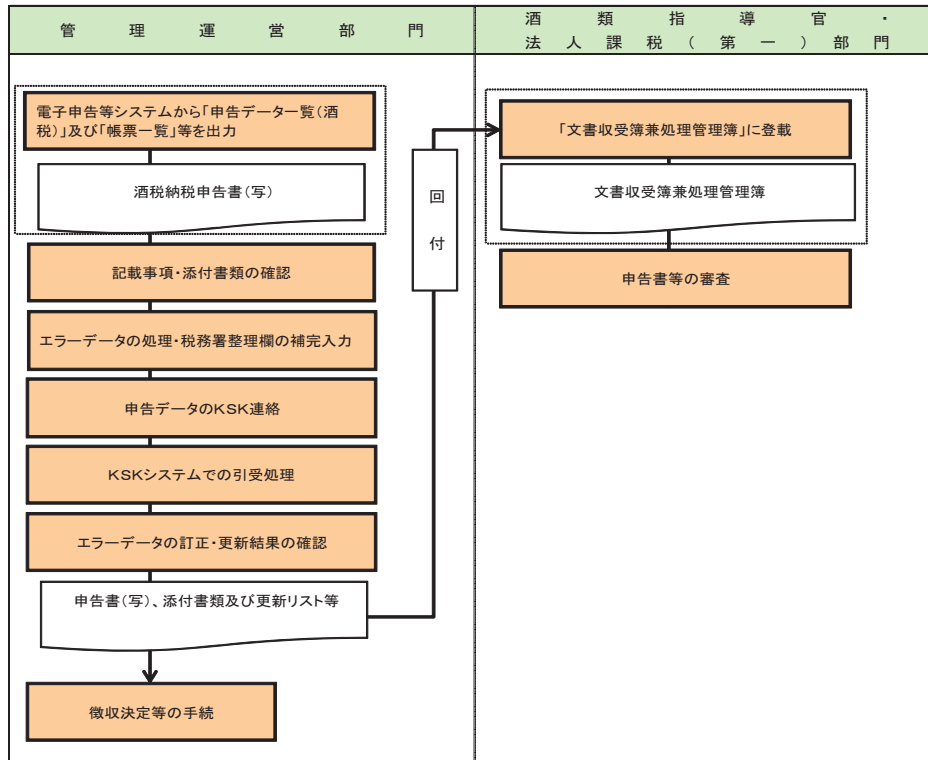


○ 酒税納税申告書に係る事務処理フロー

1 書面による提出の場合

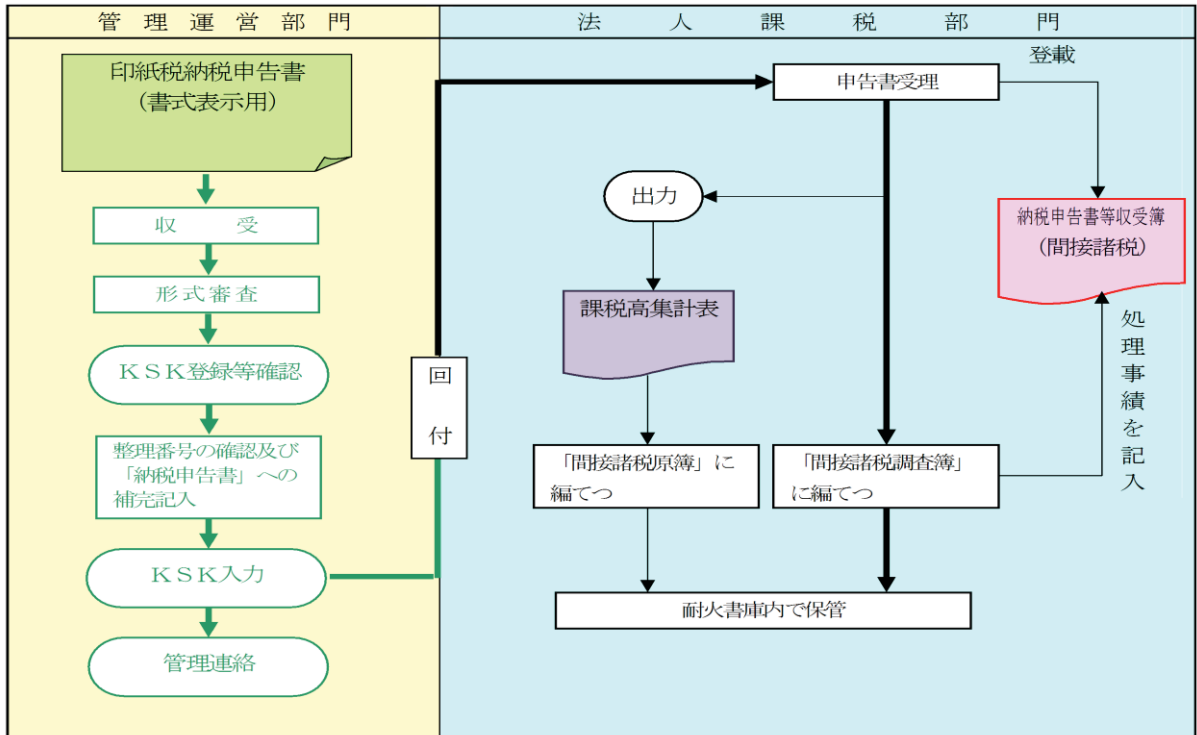


2 電子による提出の場合

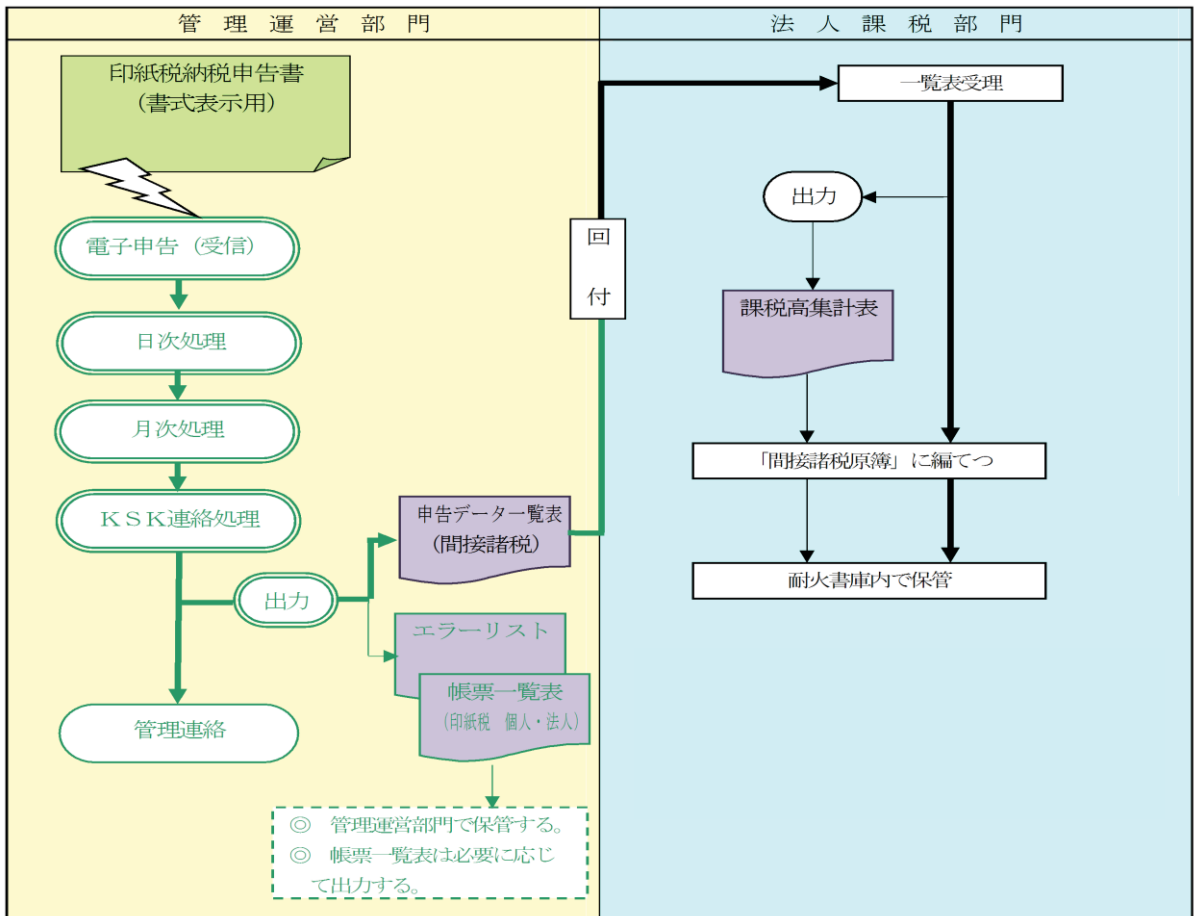


《印紙税納税申告書（書式表示用）に係る事務処理フロー》

《書面による提出の場合》



《電子申告による提出の場合》



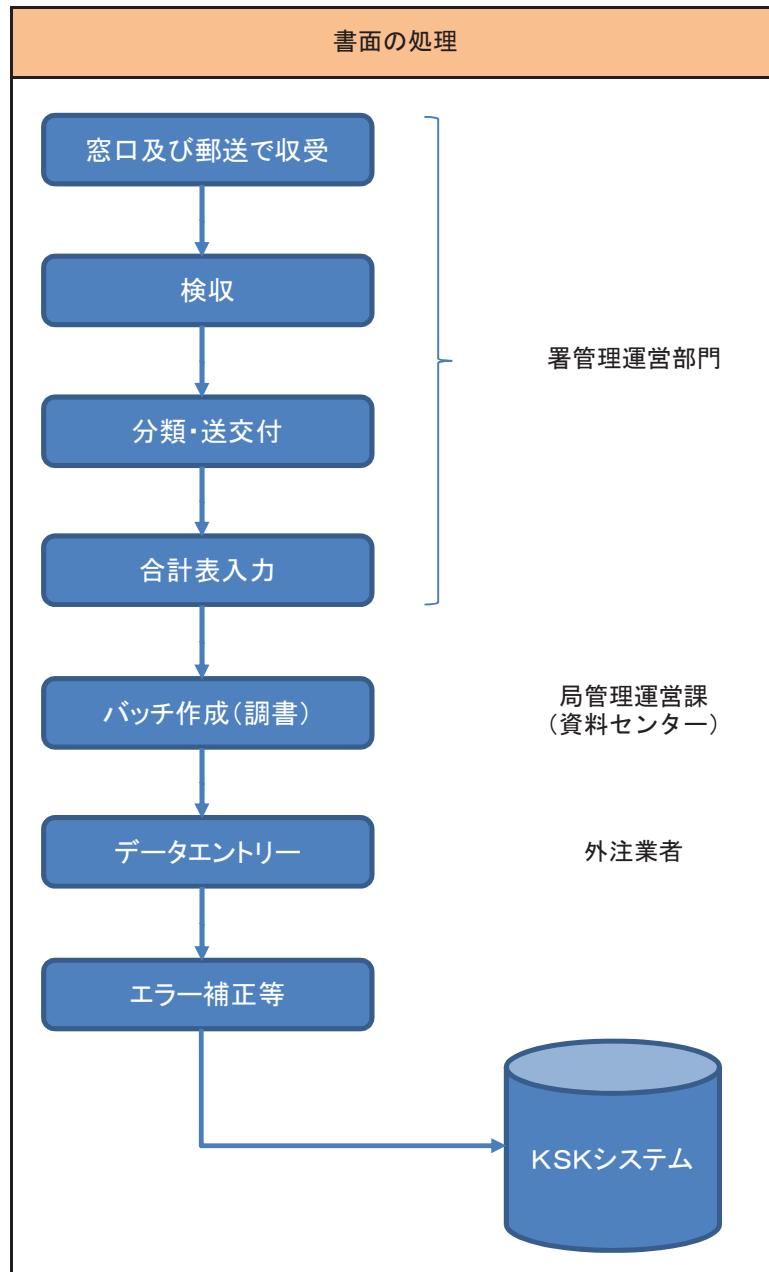
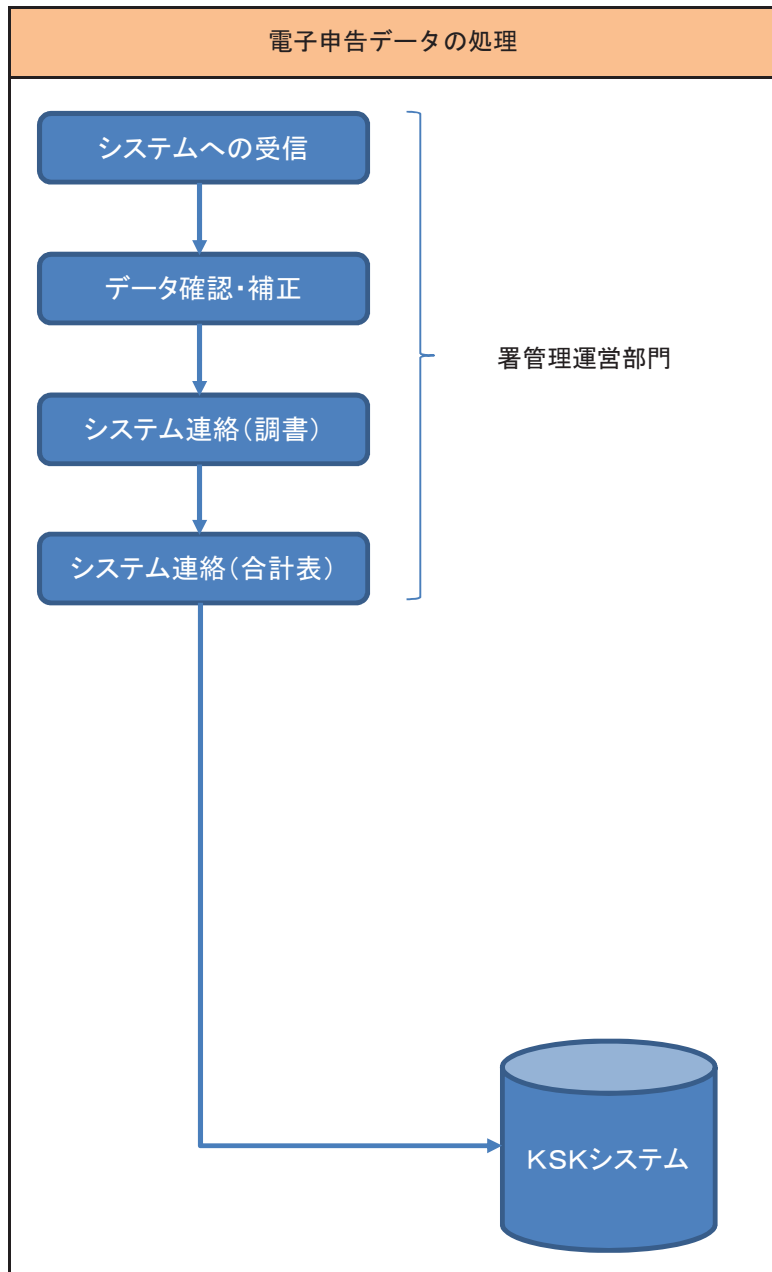
基本様式2(手続・制度に関する基本的情報)

		重点手続分野名	国税関係手続(法定調書)					
①手続名	【法定調書】 ①不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表) ②不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表) ③不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表) ④報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表) ⑤給与所得の源泉徴収票(及び同合計表) ⑥退職所得の源泉徴収票(及び同合計表) ⑦利子等の支払調書(及び同合計表)							
②根拠法令・条項	①～③所得税法(昭和40年法律第33号)第225条第1項第9号 ④所得税法(昭和40年法律第33号)第225条第1項第3号 ⑤所得税法(昭和40年法律第33号)第226条第1項 ⑥所得税法(昭和40年法律第33号)第226条第2項 ⑦所得税法(昭和40年法律第33号)第225条第1項第1号、第8号							
③手続制度の概要(目的・手続の内容)	①居住者又は内国法人に対し、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価を支払った場合に提出する。 ②居住者又は内国法人に対し、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の譲受けの対価を支払った場合に提出する。 ③居住者又は内国法人に対し、国内において不動産、不動産の上に存する権利、船舶及び航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料を支払った場合に提出する。 ④居住者又は内国法人に対して、報酬、料金、契約金及び賞金を支払った場合に提出する。 ⑤居住者に対し、俸給、給料、賞金、歳費、賞与其他これらの性格を有する給与を支払った場合に提出する。 ⑥居住者に対し、国内において退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与等を支払った場合に提出する。 ⑦居住者又は内国法人に対し、利子等の支払をした場合に提出する。							
④想定利用者(本人・代理人)の状況	利用者層	主な利用者	大まかな人数等	代表的な組織	利用者層・利用者の特性 (例:企業・団体等法人・個人の別、業種、事業規模(資本金・従業員数等)、平均年齢、ITリテラシー、業務用ソフト利用率、手続の頻度等)			
	本人	個人・法人	2,285千件	—	法定調書を提出する個人・法人			
	代理人(士業を含む。)	税理士	約72,000人	日本税理士会連合会	法定調書を提出義務者の代理で提出する税理士			
その他								
⑤申請等の時期、提出期限等	支払った日の属する年の翌年1月末							
⑥申請等の頻度、許認可等の有効期間	原則として年1回							
⑦申請書等の提出先(受付窓口)及び受付時間	区分	対面・郵送の場合			オンライン申請の場合			
	受付窓口・申請等受付システム名	納税地を所轄する税務署			e-Tax (http://www.e-tax.nta.go.jp/)			
	受付時間	通常期(期間) 月曜日～金曜日(国民の祝日・休日、年末年始の休日を除く)の8時30分～17時まで	繁忙期(期間) 同左(一部の税務署で、確定申告期間中の日曜日に2回、申告相談や申告書の受付を実施)	備考 —	通常期(期間) 月曜日～金曜日(国民の祝日・休日、年末年始の休日を除く)の8時30分～21時まで	繁忙期(期間) 1月中旬～3月中旬:24時間	備考 —	
⑧本人確認方法	本人申請等の場合	本人(法人の場合は代表者等)の署名・押印			本人のID・PW及び電子署名			
	代理人による申請等の場合	本人(法人の場合は代表者等)及び税理士の署名・押印			・本人のID、税理士のID・PW及び電子署名 ・本人の電子署名については省略可能			

⑨添付書類の名称・提出方法等	本人申請等の場合	-		-			
	代理人による申請等の場合	-		-			
⑩手数料	金額	-		-			
	納付方法	-		-			
⑪審査基準・処分基準等(根拠条項)		-		-			
⑫処分権者		-		-			
⑬処理期間(応答までの期間)	標準処理期間又はこれに準ずる期間	-		-			
	平均的な処理期間	-		-			
⑭申請者等に対する結果の通知方法		-		-			
⑮申請書等の情報の保管管理方法		KSKシステムにて情報を管理(一部、文書による管理)		KSKシステムにて情報を管理			
⑯申請～処理完結までの事務処理フローの概要		別添のとおり。					
⑰業務処理システム等(申請等システム、バックオフィスシステム等を含む全体像)の概要	システムの概要	<p>1 e-Tax 申告などの国税に関する各種手続について、インターネットを利用して電子的に手続が行えるシステム。</p> <p>2 KSKシステム 申告・納税の事績や各種の情報をe-Taxからの自動連絡又は入力することにより、国税債権等を一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るための国税関係システムのコアとなるコンピュータシステム。</p>					
	最適化計画の策定状況	<p>1 最適化計画の名称等 国税関係業務の業務・システム最適化計画(平成18年3月28日策定、平成24年2月10日最終改定)</p> <p>2 最適化計画の目的 行政運営の簡素化、業務効率の向上を図るとともに、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現という国税庁の任務を的確に果たすため、税務調査や滞納整理の一層の充実を図り、納税者のコンプライアンスの向上を目指す。</p> <p>3 最適化の実施内容 (1)業務を的確に実施するための事務処理の簡素化・効率化 (2)IT活用による納税者利便性の向上等 (3)IT活用による調査・滞納整理に関するシステムの高度化 (4)システムの安定性・信頼性及び情報セキュリティの確保 (5)システム関係経費の削減及び調達透明性の確保</p>					
	最適化計画の進捗状況	<p>1 内部事務の一元化 複数の部門で処理していた内部事務(申告書の情報入力等)と債権管理事務(収納・還付等)を一体的に処理する内部事務の一元化については、平成21年7月に全国524のすべての署で実施し事務の効率化を図った。</p> <p>2 国税の納付手段の多様化 平成21年9月から、インターネットバンキングを経由しない電子的な納付手段であるダイレクト納付を導入することにより、納税者利便の向上等を図った。</p> <p>3 段階的なオープン化の推進 KSKシステムのうち、資料調査、財産評価、業務管理情報、企画、査察の各業務システムを平成22年10月にオープンシステム化。これにより、KSKシステムの全24業務システムのうち、12業務システムのオープンシステム化が完了。</p>					
⑱申請等受付システムの整備経費及び運用経費	区分	年間運用経費(a)(千円)	整備経費		年間の整備・運用経費(a+d)(千円)	備考(算出方法の説明等)	
	平成22年度	8,132,029	整備経費(総額)(b)(千円)	当該システムの供用年数(c)	5,093,820	-	
	23年度	6,001,598	38,252,419	9			
			4,217,755	5	11,095,418	-	
⑲申請等件数	区分	申請等件数(件)(a)	オンライン利用件数(件)(b)	磁気媒体、データ連携等ICT活用件数(件)(c)	オンライン利用率(%) (b/a×100)	磁気媒体、データ連携等を含むオンライン利用率(%) (b+c)/a×100	備考
	平成20年度	2,378,348	984,419	92,659	41.4%	45.3%	-
	21年度	2,358,034	1,240,244	126,354	52.6%	58.0%	-
	22年度	2,285,118	1,413,756	149,000	61.9%	68.4%	-
	23年度	2,228,734	1,552,651	167,037	69.7%	77.2%	-

⑳磁気媒体、データ連携等ICT活用 の実態・内容		・納税者利便性の向上及び行政コスト削減の観点から、e-Taxの導入前から光ディスク等による提出を積極的に勧奨しており、パソコン等の普及率向上ともあいまって提出形態の一形態として定着している。 ・なお、光ディスク等により提出されたものについては、提出義務者の利便性向上(搬送コスト等の削減)や行政コストの削減(入力経費の削減)に大きく寄与している。
㉑手続・制度 等に関する課 題	手続の必要性の見直し	①～⑦制度改正事項であり、利用者からの要望を踏まえ、検討。
	申請に必要な書類の削減・簡素化	①～⑦制度改正事項であり、利用者からの要望を踏まえ、検討。
	申請システムの使い勝手の向上等	①～⑦ヘルプデスクに係るFAQの迅速な修正。 ①～⑦申請段階の操作方法の簡素化。 ①～⑦e-Tax利用者等からのアンケート調査や関係民間団体との意見交換等により、幅広く要望等を収集し、それを踏まえ検討。
	オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	①～⑦税理士等が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し電子申告を行う場合、納税者本人の電子署名の省略。 ①～⑦制度改正事項であり、利用者からの要望を踏まえ、検討。
	バックオフィス業務の見直し	—
	経済的インセンティブの向上等	①～⑦制度改正事項であり、利用者からの要望を踏まえ、検討。
	広報・普及啓発	①～⑦税務署職員のITレベルの向上。 ①～⑦関係民間団体等に対する協力要請、税理士等への個別勧奨、マスコミ媒体の活用等を引き続き推進する。
	その他(震災対応等を含む。)	①～⑦e-Tax利用者等からのアンケート調査や関係民間団体との意見交換等により、幅広く要望等を収集し、それを踏まえ検討。
㉒備 考		

法定調書に係る事務処理の流れ（イメージ）



基本様式2(手続・制度に関する基本的情報)

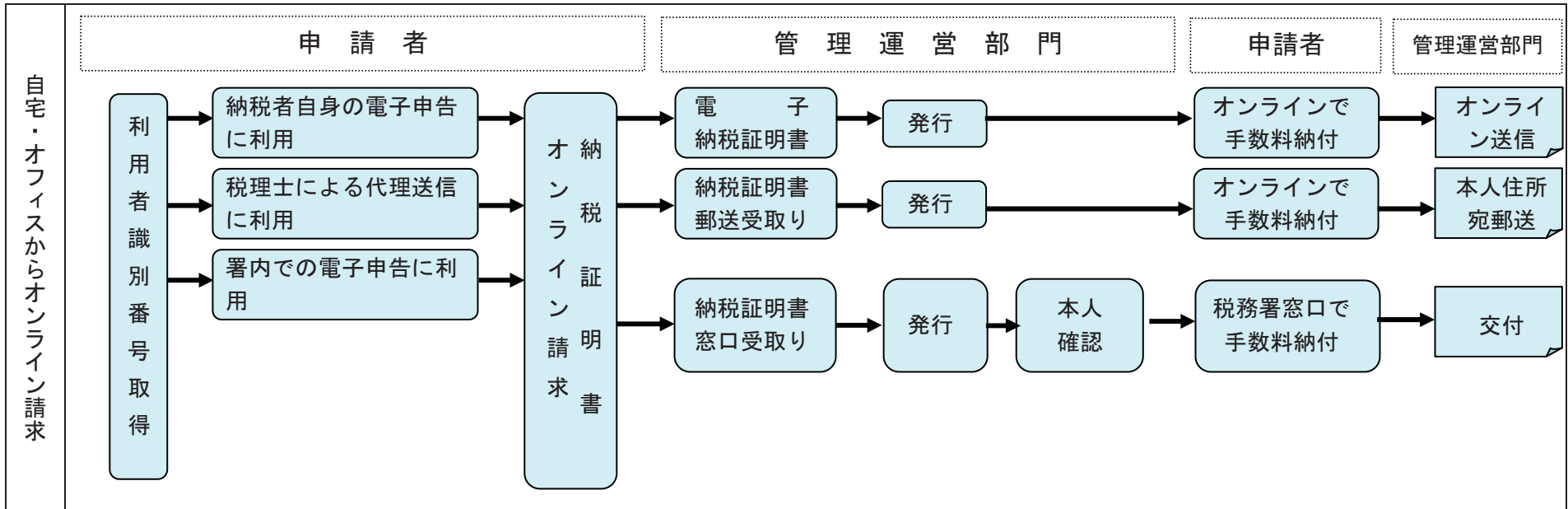
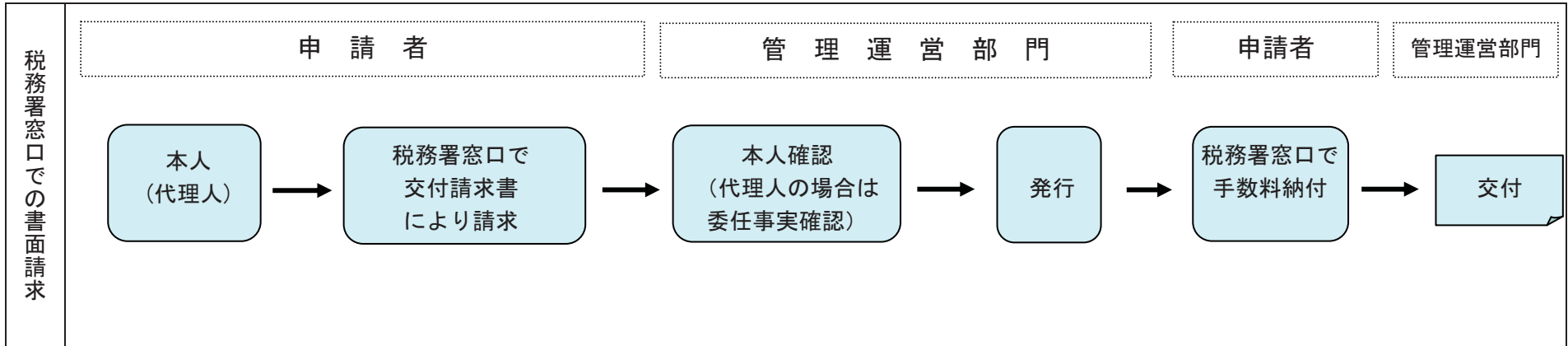
重点手続分野名 国税関係手続(申請・届出等)

①手続名		①納税証明書の交付請求 ②電子申告・納税等開始(変更等)届出					
②根拠法令・条項		①国税通則法(昭和37年法律66号)第123条第1項 ②国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第4条					
③手続制度の概要(目的・手続の内容)		①申告・納付した納税額、所得金額及び未納の税額がないこと等について証明するものであり、納税者が融資申込みや資格審査等の添付書類として使用するため、必要となる都度、税務署等へ交付請求を行う。 ②e-Taxを利用開始するときに税務署長へ提出する。					
④想定利用者(本人・代理人)の状況	利用者層	主な利用者	大まかな人数等	代表的な組織	利用者層・利用者の特性 (例:企業・団体等法人・個人の別、業種、事業規模(資本金・従業員数等)、平均年齢、ITリテラシー、業務用ソフト利用率、手続の頻度等)		
	本人	個人	①約150万人(社) ②3,481千件	—	①資金の借入れ、入札参加のための資格審査など、申請先等から納税証明書の提出を要請されている者 ②e-Taxを利用するため開始届出書を提出する個人・法人等		
		法人		—			
	代理人(士業を含む。)	親族、法人の従業員等	①約80万人(社)	—	①資金の借入れ、入札参加のための資格審査など、申請先等から納税証明書の提出を要請されている者		
		税理士	②約72,000人	日本税理士会連合会			
	その他						
⑤申請等の時期、提出期限等		①随時 ②e-Taxにより、申告、申請・届出及び納税等を行おうとする前					
⑥申請等の頻度、許認可等の有効期間		①申請書等の提出先からの要請により納税証明書の交付請求は行われる手続であるため、申請の頻度等は納税証明書の添付を要請する申請書等の提出先の事情により様々である。 なお、申請書等の提出先が「〇ヶ月以内に発行を受けた納税証明書」の添付を要請している場合は、当該〇ヶ月の納税証明書でなければ有効とならない。 ②変更等を要する場合を除き1回					
⑦申請書等の提出先(受付窓口)及び受付時間	区分	対面・郵送の場合			オンライン申請の場合		
	受付窓口・申請等受付システム名	納税地を所轄する税務署			e-Tax (http://www.e-tax.nta.go.jp/)		
	受付時間	通常期(期間) 月曜日～金曜日(国民の祝日・休日、年末年始の休日を除く)の8時30分～17時まで	繁忙期(期間) 同左(一部の税務署で、確定申告期間中の日曜日に2回、申告相談や申告書の受付を実施)	備考	通常期(期間) 月曜日～金曜日(国民の祝日・休日、年末年始の休日を除く)の8時30分～21時まで	繁忙期(期間) 1月中旬～3月中旬: 24時間	備考
⑧本人確認方法	本人申請等の場合	①署名及び押印のほか、身分証明書等の本人であることが確認できるもの ②本人(法人の場合は代表者等)の署名・押印			①本人のID・PW及び電子署名 ②本人確認不要		
	代理人による申請等の場合	①委任状(本人が署名及び押印したもの)、身分証明書等の代理人本人であることを確認できるもの ②本人(法人の場合は代表者等)及び税理士の署名・押印			①本人のID・PW及び電子署名、税理士のID・PW及び電子署名 ②税理士のID・PW及び電子署名		
⑨添付書類の名称・提出方法等	本人申請等の場合	—			—		
	代理人による申請等の場合	①委任状 ②なし			—		

⑩手数料	金額	①400円 ②なし		①370円 ②なし			
	納付方法	①現金納付又は印紙納付		①オンライン(証明書を税務署の窓口で受領する場合は、現金納付又は印紙納付)			
⑪審査基準・処分基準等(根拠条項)		①法令に規定された証明事項、使用目的及び証明期間に該当すること(国税通則法123条、同法施行令41条) ②なし		同左			
⑫処分権者		-		-			
⑬処理期間(応答までの期間)	標準処理期間又はこれに準ずる期間	①交付請求書の受領後、15分以内に発行 ②最短で1週間程度		②即時発行			
	平均的な処理期間	①22年度の15分以内の処理割合は92.7%		②即時発行			
⑭申請者等に対する結果の通知方法		①請求人に対する納税証明書の交付 ②郵送等により通知		①e-Taxホームページ上で交付(メッセージボックス) ②e-Taxホームページ上で通知(メッセージボックス)			
⑮申請書等の情報の保管管理方法		①文書で保管 ②文書で保管するとともに、KSKシステムにて情報を管理		①e-Taxにてデータで保管 ②KSKシステムにて情報を管理			
⑯申請～処理完了までの事務処理フローの概要		別添のとおり					
⑰業務処理システム等(申請等システム、バックオフィスシステム等を含む全体像)の概要	システムの概要	1 e-Tax 申告などの国税に関する各種手続について、インターネットを利用して電子的に手続が行えるシステム。 2 KSKシステム 申告・納税の事績や各種の情報をe-Taxからの自動連絡又は入力することにより、国税債権等を一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るための国税関係システムのコアとなるコンピュータシステム。					
	最適化計画の策定状況	1 最適化計画の名称等 国税関係業務の業務・システム最適化計画(平成18年3月28日策定、平成24年2月10日最終改定) 2 最適化計画の目的 行政運営の簡素化、業務効率の向上を図るとともに、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現という国税庁の任務を的確に果たすため、税務調査や滞納整理の一層の充実を図り、納税者のコンプライアンスの向上を目指す。 3 最適化の実施内容 (1)業務を的確に実施するための事務処理の簡素化・効率化 (2)IT活用による納税者利便性の向上等 (3)IT活用による調査・滞納整理に関するシステムの高度化 (4)システムの安定性・信頼性及び情報セキュリティの確保 (5)システム関係経費の削減及び調達透明性の確保					
	最適化計画の進捗状況	1 内部事務の一元化 複数の部門で処理していた内部事務(申告書の情報入力等)と債権管理事務(収納・還付等)を一体的に処理する内部事務の一元化については、平成21年7月に全国524のすべての署で実施し事務の効率化を図った。 2 国税の納付手段の多様化 平成21年9月から、インターネットバンキングを経由しない電子的な納付手段であるダイレクト納付を導入することにより、納税者利便の向上等を図った。 3 段階的なオープン化の推進 KSKシステムのうち、資料調査、財産評価、業務管理情報、企画、査察の各業務システムを平成22年10月にオープンシステム化。これにより、KSKシステムの全24業務システムのうち、12業務システムのオープンシステム化が完了。					
⑱申請等受付システムの整備経費及び運用経費	区分	年間運用経費(a)(千円)	整備経費		年間の整備・運用経費(a+d)(千円)	備考(算出方法の説明等)	
			整備経費(総額)(b)(千円)	当該システムの供用年数(c)	使用年数1年当たりの整備経費(b/c)(d)(千円)		
	平成22年度	8,132,029	35,858,590	9	3,984,288	12,116,317	-
	23年度	6,001,598	38,252,419	9	5,093,820	11,095,418	-
			4,217,755	5			
⑲申請等件数	区分	申請等件数(件)(a)	オンライン利用件数(件)(b)	磁気媒体、データ連携等ICT活用件数(件)(c)	オンライン利用率(%) (b/a×100)	磁気媒体、データ連携等を含むオンライン利用率(%) ((b+c)/a×100)	備考
	平成20年度	6,440,563	4,455,538	-	69.2%	-	-
	21年度	5,848,046	3,973,030	-	67.9%	-	-
	22年度	5,386,872	3,470,702	-	64.4%	-	-
	23年度	4,978,259	3,166,613	-	63.6%	-	-

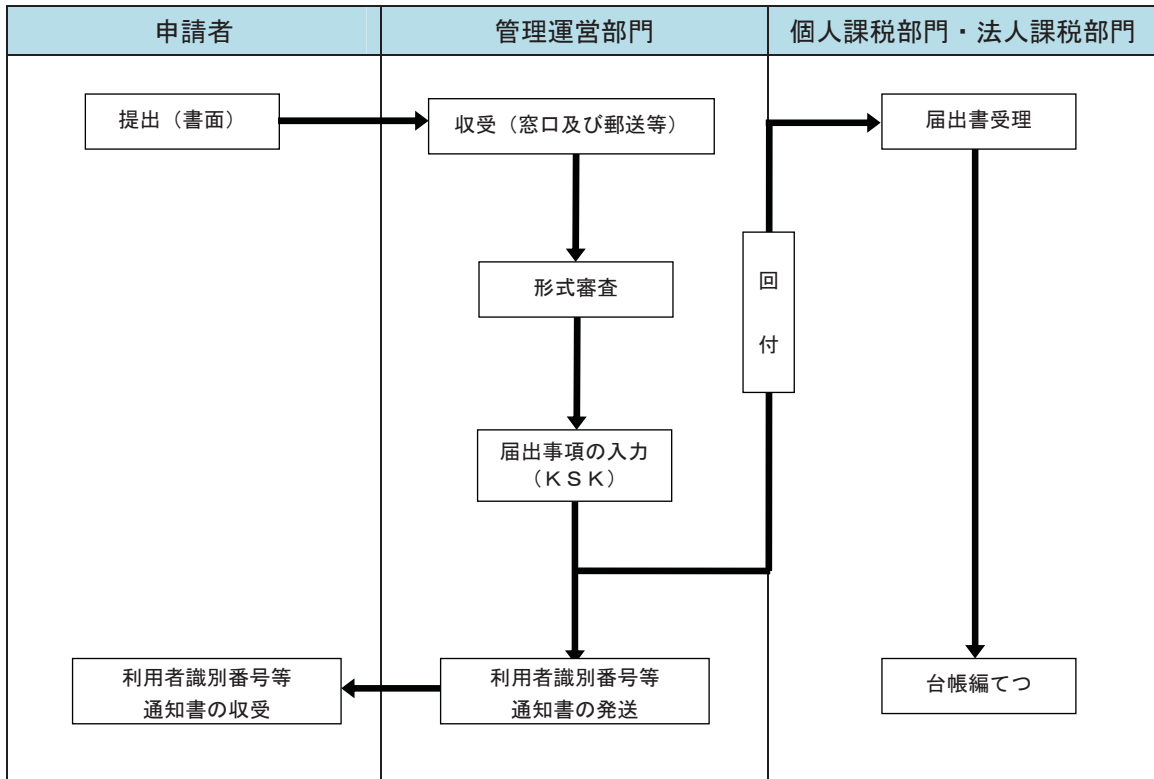
⑳磁気媒体、データ連携等ICT活用 の実態・内容		-
手続・制度等 に関する課題	手続の必要性の見直し	①・②制度改正事項であり、利用者からの要望を踏まえ、検討。
	申請に必要な書類の削減・簡素化	①・②制度改正事項であり、利用者からの要望を踏まえ、検討。
	申請システムの使い勝手の向上等	①・②ヘルプデスクに係るFAQの迅速な修正。 ①・②e-Tax利用者等からのアンケート調査や関係民間団体との意見交換等により、幅広く要望等を収集し、それを踏まえ検討。 ①申請段階の操作方法の簡素化。
	オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	①税務署窓口におけるオンライン申請時の電子署名の省略等。 ①・②制度改正事項であり、利用者からの要望を踏まえ、検討。
	バックオフィス業務の見直し	-
	経済的インセンティブの向上等	①・②制度改正事項であり、利用者からの要望を踏まえ、検討。
	広報・普及啓発	①・②関係民間団体等に対する協力要請、税理士等への個別勧奨、マスコミ媒体の活用等を引き続き推進する。 ①・②税務署職員のITレベルの向上。 ①電子納税証明書の受入先(地方公共団体、金融機関等)の拡大。 ①電子納税証明書の広報・周知。
	その他(震災対応等を含む。)	①・②e-Tax利用者等からのアンケート調査や関係民間団体との意見交換等により、幅広く要望等を収集し、それを踏まえ検討。
㉑備考		

e - Tax による納税証明書オンライン請求と書面による税務署窓口での請求

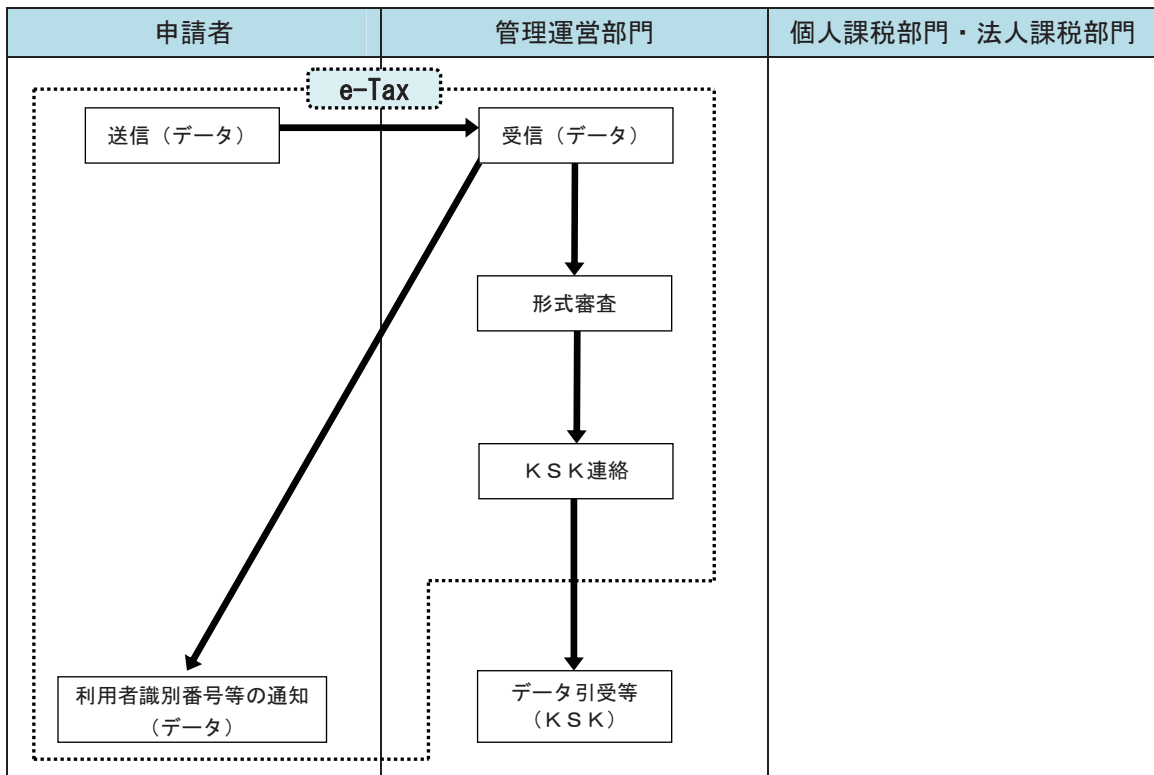


○ 電子申告・納税等開始届出に係る事務フロー

1 書面による提出の場合



2 電子申告による提出の場合



基本様式3(成果指標及び目標)

重点手続分野名	国税関係手続
手続群又は手続名	<ul style="list-style-type: none"> ・国税申告手続(①所得税、②法人税、③消費税(個人)、④消費税(法人)、⑤酒税、⑥印紙税) ・法定調書(①不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)、②不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)、③不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)、④報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)、⑤給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)、⑥退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)、⑦利子等の支払調書(及び同合計表)) ・国税申請・届出等手続(①納税証明書の交付請求、②電子申告・納税等開始(変更等)届出)

区分	指標	指標の説明(内容、測定方法等)	基準値(現状)	目標(見込み)・達成時期、その前提条件等
①国民の利便性向上に関する指標	e-Taxの利用満足度	自宅等からのe-Tax利用者に占めるオンライン利用に満足している人の割合	66.4% (平成22事務年度実績評価ベース)	【目標】 70%(平成25年度までに達成) 【前提条件】 数値は、e-Taxに関するアンケート調査において、5段階評価のうち、上位2段階評価の占める割合(実績評価と同様。)
	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」利用者に占める作成コーナー利用に満足している人の割合	80.1% (平成22事務年度実績評価ベース)	【目標】 85%(平成25年度までに達成) 【前提条件】 数値は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」に関するアンケート調査において、「とても役立つ」から「全く役に立たない」の5段階評価のうち上位2段階評価を得た件数から、使い勝手に関する評価が低位である件数を減算し、有効回答数で除した割合(実績評価と同様。)
②行政運営の効率化に関する指標	オンライン申請の受付1件当たりの費用	オンライン申請の受付1件当たりの整備経費と運用経費等の状況	581円/件 (平成22年度)	【目標】 対前年度比減少。
	事務処理時間	e-Taxの利用により、効率化される業務処理時間	99,729時間 (平成23年度)	【目標】 対前年度比増加。
③国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標(オンライン利用率等)	オンライン利用率	e-Taxを通じて申請等を行った件数が、総申請等件数に占める割合	①70.1%(平成22年度) ②41.1%(平成22年度)	【目標】(条件別に目標率を設定)(注1) ①法人税等下記②以外の12手続:76%(平成25年度) ②公的個人認証の普及割合等に左右される3手続(所得税、消費税(個人)、納税証明書の交付請求):50%(平成25年度)
	ICT活用率(所得税及び消費税(個人))		57.3% (平成22年度)	【目標】(注2) 65%(平成25年度)
備考	<p>(注1)オンライン利用率については、各税目の年間総申告件数から以下の事項を除いて算出を行う。 ①所得税・消費税(個人):e-Taxを利用し申告する環境にない地方収受分については、年間総申告件数から除く。 ②法人税:清算中の法人は解散により企業としての活動が終結しており、また、休業中の法人には、解散相当の法人が含まれており、実態として企業活動が行われておらず、反復的又は継続的に申告手続を行わないため、年間総申告件数から除く。 ③印紙税:特定日に多量に作成されるものについては、年間総申告件数から除く。 (注2)ICT活用率は、所得税申告及び消費税申告(個人)の総申告件数のうち、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成した件数(書面提出分を含む)の割合を示す。</p>			

基本様式4(目標の達成に向けた具体的な取組事項及び実施時期)

I 取組の基本的・重点的な方針(総論)

事項	説明	重点手続分野名	国税関係手続
		制度・業務・手続群等	<ul style="list-style-type: none"> ・国税申告手続 ・法定調書 ・国税申請・届出等手続
①取組の基本的な考え方等	<ul style="list-style-type: none"> ・e-Taxについては、納税者の利便性の向上と事務の効率化に資することから、関係部署が緊密な連携を図り、一層の普及及び定着に向けて取り組む。 		
②重点・優先する取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ・e-Taxについては、納税者の利便性の向上と事務の効率化に資することから、一層の普及及び定着を図るため、以下の各論に掲げた取組事項について、積極的に取り組む。 		
③関連手続群共通的な取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ・e-Taxの一層の普及及び定着を図るため、税理士会、青色申告会、法人会などの関係民間団体と連携した利用拡大策等を推進するほか、e-Taxの普及に向けた環境整備のため、地方公共団体等の関係機関と連携を図る。 		
④その他(番号制度との関係、震災復興対策との関係等)	<ul style="list-style-type: none"> ・番号制度への対応については、その動向を踏まえ、検討を行う。 		

II 業務プロセス改革の主な視点に照らした検討結果(各論)

事項(視点)	具体的な取組事項及び実施時期	備考
①手続の必要性の見直し	該当なし。	
②申請に必要な書類の削減・簡素化	<p>【所得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の領収書、給与所得の源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信することにより、添付を省略(継続)。 ・所得税の申告において、登記情報提供サービスを利用した場合、申告時に当該サービスへの照会用の番号を送信することにより、登記事項証明書等の添付を省略(継続)。 ・番号制度の動向を踏まえ、住民票の省略を検討(新規)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国税申告手続(①所得税、②法人税、③消費税(個人)、④消費税(法人)、⑤酒税、⑥印紙税) ・法定調書(①不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)、②不動産等の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)、③不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)、④報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)、⑤給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)、⑥退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)、⑦利子等の支払調書(及び同合計表)) ・国税申請・届出等手続(①納税証明書の交付請求、②電子申告・納税等開始(変更等)届出)
③申請システムの使い勝手の向上等(ユーザビリティ向上計画の「対応方針」を含む。)	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプデスクへの問い合わせ内容を踏まえ、FAQを迅速に修正することや、利用者が迷うことなく情報を得られるようにe-Taxホームページの使い勝手を向上(継続)。 <p>【所得税・消費税(個人)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告期については、24時間受付を実施(継続)。 ・利用者の意見や要望等を踏まえ、申請段階の操作方法の簡素化や申請画面等を随時改善(継続)。 ・ヘルプデスクの受付時間の延長(継続)。 <p>【法人税・消費税(法人)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税等の申告が集中する5月末の受付時間を延長(継続)。 ・法人税等の申告が集中する8月末及び11月末の受付時間についても更に延長(新規・平成24年度から実施)。 <p>【法定調書・納税証明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・e-Taxソフトをインストールすることなく、e-Taxホームページ(Web)からの入力により作成・送信が可能(「利子等の支払調書」を除く。)(新規・平成24年1月から実施)。 	

④オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税理士等が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し電子申告を行う場合、納税者本人の電子署名を省略(継続)。 ・番号制度の動向を踏まえ、本人確認方法を含めた認証方式の再点検を実施(新規)。 <p>【納税証明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務署の窓口で納税証明書の交付を受ける場合は、窓口において厳格に本人確認を行っていることから、税務署の窓口において納税証明書のオンライン請求を行い、その場で交付を受ける場合には、オンライン請求時の電子署名の添付を不要とすることのほか、代理人による請求を可能とする(新規・平成24年6月から実施)。 	
⑤バックオフィス業務の見直し	<p>【所得税・消費税(個人)・法人税・消費税(法人)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・e-Tax還付申告について、処理期間を原則、6週間程度から3週間程度に短縮(継続)。 ・特に、個人の自宅等からのe-Tax還付申告のうち、早期提出分(1月・2月申告分)については、2～3週間程度での還付処理を行う。 ・なお、個人の来署によるe-Tax還付申告のうち、3月申告分については、3～4週間程度での還付処理を行う(変更・平成26年1月から実施予定)。 ※ 書類不備等がある場合や別送書類の提出が遅れた場合には、上記処理期間内に還付できない場合がある。 	
⑥経済的インセンティブの向上等	<p>【所得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子証明書等特別控除(平成24年分最高3,000円) 	
⑦広報・普及啓発	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種説明会において利用勧奨を実施するとともに、関係民間団体等に対して協力依頼を実施(継続)。 ・国税局、税務署幹部による税理士等への個別勧奨を実施(継続)。 ・窓口職員等の意識向上のため、事務計画等に織り込んで研修を実施(継続)。 ・各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施(継続)。 ・オンライン申請に関する情報をホームページ上で、適時適切に提供(継続)。 ・災害時によるサービスの中断の際には、利用者に適時適切な情報を提供(継続)。 <p>【所得税・消費税(個人)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・e-Taxの利用促進に資するため、確定申告書等作成コーナーでの申告書の作成を推進(継続)。 ・作成コーナー用パソコンを利用した者にパソコンを使った操作説明会を実施(継続)。 ・確定申告期だけでなく、確定申告期以外の通常期においても、作成コーナー用パソコンを窓口サービス用に設置するなど、e-Taxの利用促進につながる取組を実施(継続)。 <p>【納税証明書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子納税証明書の受入れについて、地方公共団体、金融機関等への働きかけを実施(継続)。 ・電子納税証明書の受入れが可能となっている地方公共団体等に対して、電子納税証明書の利用可能手続の広報・周知を依頼(継続)。 ・個別勧奨用のパンフレット等を作成し、窓口で納税証明書の交付請求を行う納税者に対しては、チラシ等を交付して、納税証明書はオンラインで申請可能である旨を周知(継続)。 	
⑧その他(震災対応等を含む。)	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が手続主体となる国税・地方税関係手続におけるオンライン利用について、各府省に対し、積極的にe-Taxを利用するよう要請(継続)。 <p>【所得税・消費税(個人)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の所得税手続等の利用拡大に当たっては、公的個人認証の普及が不可欠であることから、総務省及び地方公共団体に対し、普及拡大に向けた取組を要請(継続)。 <p>【法人税・消費税(法人)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税ポータルシステムについては、法人市町村民税及び個人住民税(給与支払報告書)が未対応の市町村に対して、対応が可能となるよう要請(継続)。 ・将来的なe-Taxの義務化の方向性について検討(継続)。 	